

アプリからの口座開設に係る特約

1. 概要

- (1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」（以下「口座開設アプリ」という）から開設した静岡信用金庫（以下、「当金庫」という）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては普通預金規定が適用されるものとしします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定に従います。

2. 預金契約の成立

口座開設アプリから申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとしします。

ただし、本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとしします。

3. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとしします。
- (2) 前項によるこの特約の変更は、変更を行う旨および変更後の特約の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとしします。

以 上